

令和6年度 安曇野市紹介映像制作業務委託 仕様書

1 業務名称

令和6年度 安曇野市紹介映像制作業務委託

2 業務期間

契約の日から令和7年3月14日まで

3 委託上限金額

2,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務履行場所

安曇野市

5 業務目的

安曇野市の地域内外へ、広くまちの基本情報や魅力を視覚的に分かりやすく端的に発信する映像を制作する。

6 業務内容

(1) 業務計画および準備

業務内容や工程を精査し、円滑な業務遂行に向けて業務計画を作成する。

(2) 企画・構成

映像の企画・構成を決定し、シナリオを作成する。映像の内容は以下を想定するが、詳細は市と協議して決定すること。

① 安曇野市市勢要覧に掲載の情報

安曇野市市勢要覧(以下「市勢要覧」という。)に掲載の情報を元に、市の基本情報や魅力をまとめること。なお、以下の内容は必ず含めること。

「風景集」、「歴史／文化／芸術」、「観光」、「農業／特産物」、「産業」、「スポーツ」、「子育て」、「統計情報」

※市勢要覧は、下記 URL から確認のこと。

<https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/57152.pdf>

② 安曇野市の基本情報

①のほか、以下の基本情報を含むこと。

市名の読み方／市の場所／ショッピングエリアやこども園、病院等、市内における暮らしに係る施設の状況

③ ①、②以外に、受託者の提案で内容を加えることができる。

(3) 映像制作

企画・構成に基づき、必要な映像素材の収集、取材・撮影、作画等を行う。なお、使用映像については以下に留意すること。

- ① 業務に必要な映像素材、資料、情報等で市が所有するものについては貸与する。
なお、業務終了後は、協議のうえ返還または破棄すること。
- ② 使用する画像は、市勢要覧掲載のものと類似のものであれば、受託者所有の画像、動画に代えて映像を制作することができるものとする。
- ③ 視覚的に分かりやすく効果的に情報を伝える映像とするため、モーショングラフィックスを用いること。
- ④ 訴求力の高い映像とするため、安曇野市内で撮影した画像や映像に代えてアニメーション等の映像表現を用いることもできるものとする。
- ⑤ 受託者は、必要に応じ受託者が過去に安曇野市内で撮影し自社で所有する映像を提供し、又は新規に撮影を行うこと。
- ⑥ 撮影をおこなう場合は、撮影にあたり必要となる関係者、関係場所の撮影許可取得および日程調整、肖像権や著作権についての必要な手続き等の調整を行うものとする。

(4) 編集

- ① 動画の長さは180秒程度とする。
- ② 短時間で安曇野市の基本情報および魅力を伝えられるよう、工夫された訴求効果の高い映像作品を制作すること。
- ③ 映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れる。使用言語は、日本語とする。
- ④ 動画データ完成までの間に、複数回校正の機会を設けること。

(5) 協議

各業務の実施にあたっては、事前に市と十分に協議することとし、定期的に市と打合せを行い進捗状況の報告の場を設けること。

7 制作物の規格等

(1) 映像の条件

- ① 映像のアスペクト比率は16:9とする。
- ② 映像は、大型スクリーン(200インチ程度)等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。
- ③ 映像の使用期間は、おおむね5年とする。

(2) 映像使用想定媒体

YouTubeをはじめとする各種SNS、ホームページ、デジタルサイネージ、イベント等での上映等、幅広く活用を予定する。

8 成果品

- (1) 業務スケジュール表
- (2) 協議で必要となった提案書類等
- (3) 以下映像データを格納した DVD-R 及び Blu-ray 各 3 枚
 - ① MP4等、YouTube にアップロード可能なファイル形式
 - ② 完パケ・白完パケ 各1式(いずれも HD)

9 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

10 業務受注における注意事項

- (1) 本契約に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (2) 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報は、受注業務の遂行等以外の目的に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (4) 受注者は、市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡し、利用及び複製、再編集は市において自由に行うことができるものとする。ただし、別途協議が必要な場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、成果品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権等の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、あらかじめ市と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。
- (7) 災害等その他不測の事態により、業務の全部又は一部の実施が困難となった場合は、発注者と対応策を別途協議し、対応すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (9) 本仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがある。

11 事業担当者

政策部政策経営課企画担当

係長 白鳥 和子 担当者 寺島 直樹

電話 0263-71-2401 FAX 0263-71-5155

メール seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp

(別記)

個人情報の取り扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。